

香取広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例

令和6年2月16日

条例第4号

香取広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例（平成19年香取広域市町村圏事務組合条例第14号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定による行政財産の使用料については、香取市行政財産使用料条例（平成18年香取市条例第53号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に許可を受けて行政財産を使用している者の使用料については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。